

国家権力との競合を論ず

——大本教事件の場合——

近 藤 真 男

目 次

- 一 はじめ
- 二 統治権を発動してなぜ精神界を弾圧出来るか
- 三 日本民俗宗教的性格としての大本教
- 四 出口家の系譜
- 五 そのカリスマ的権威、性向
- 六 裁判と若干の疑惑——治安維持法の適用
- 七 王仁三郎の啓示
- 八 終 章

— はじめ —

国家権力は倫理性、統治性の立場から天に一日ある競合を許さず。[...]れの権力構成に害悪する Gemeinschaft, Gesellschaft を容赦なく排除する。その槍玉に挙つたものに日本では宗教結社大本教があった。大本教は新興宗教の中では老舗で第二次大戦後の混沌の中から雨後の筈の如く発生したものに駆け明治二十五年に開教され天理教の明治四一年の

国家権力との競合を論ず（近 藤）

それと共に古いものであるが彼らの云う法難はそれ相当に理由のあるものである。わけて明治憲法下の君主政体は大日本帝国の人倫性を建前とし天皇権に抵触するものはビシビシ排除したから、高度資本主義の Verein の産物たる現今の経済デーモンに比較にならない宗教法人を弾圧の対象に当局は済した。それは謂わば『帝国憲法』の「逆鱗」に触れるもので旧憲法第三条の「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」は「逆鱗」の抽象的存在で旧憲法第一八条で信教の自由が保障されているものの安寧秩序と忠良なる臣民たるの前提条件があり旧皇室典範というタブーがあった。宗教法人は概ね「国体の尊嚴」に資するもので国家権力の敵ではないが同質性の国家と宗教とは返つて二律背反的なものがある。この問題は原始クリスト教の神学にも存在したのであって「ケーザルのものは、ケーザルへ、神のものは神に」帰属する問題である。

なべて新興宗教は原始呪術に類するものがあるがこれは心理学的に奇跡の分析として登場するものであつて大本教にもそれがないではない。いわゆる『御筆さき』と称する荒唐無稽に出発するもので御筆さきの主はカリスト化される。年を遂うてそれらは固定し理論化するものであるがインテリに毛嫌いされる所以のものである。

① George A. Coe, *The Spiritual Life, the Abingdon Press, 1917, P. 209~1.*

大本教の弾圧は第一次と第二次とあるが、それは大正一〇年（一九二一）と昭和一〇年（一九三五）とあり後者は治安維持法を網とせられたものであり本論文で分析しようとする対象である。これは一九三〇年代の国際的危機と照応するもので日本がファシズム化せざるを得ない真に日本的な雄叫びの時機であった。さればこそ国家神道の確立、祭政一致が諱われたのであり、紛いの阿流神道は排撃せられたのであった。内務省警保局をしてかく決意せしめたものの一はこの危機意識に他ならない。第二次の弾圧、徹底潰滅は満州事変と日中戦争に半ばするものであり国威昂揚の

時機であった。而もこの秋になお社会主義・共産主義の大弾圧の時代であったのである。こうした風潮の元締めは治安当局といわんよりは当時の陸軍であった。

- ① John Morris, *Nationalism and the rightwing in Japan*, Oxford University Press, 1960, P. ××.
- ② 一九七四・一一、みすゞ書房刊、現代史資料23『国家主義運動3』七頁

かく私は大本教の弾圧潰滅工作にそれ相当の理由を求める所以を剽窃し度い。

II 統治権を発動してなぜ精神界を弾圧出来るか

『帝国憲法』にいう主権は統治権で表現されている。即ち旧憲法第四条の天皇は統治権の総攬者である。この国家主権は対内的に全ての秩序の搅乱者を制圧し得る。取りも直さずそれが旧憲法にいう「天皇権」であった。それは大本教弾圧の場合「不敬罪」の烙印となつて表われる。だがそれよりも当局は「国体の変革」で綱を冠せた。これなれば「治安維持法」である。

- ① 昭和二三・九、岩波書店刊、尾高朝雄著『國家構造論』二五二頁
② 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二二三頁

そこで「治安維持法」であるが文化人・教授から呪咀される元児と目されるものであったが、それはそれなりに旧制度の時代に於いて *Raison d'être* があった。それは大正一二年緊急勅令に伝つて生れたものであるが大正一四年法律となり、昭和三年一部改正、昭和一六年全面改正を経ている。国体変革のみならず神宮・皇室の尊嚴冒瀆も含み大

本事件は正にこれに羅せられるものであった。本来「治安維持法」は「國体ノ變革」「私有財産ノ否定」を対象としたものであるがその相手は共産主義運動にしてマルキシズムそのものであった。が爾後拡大解釈されて無政府主義運動、民族独立運動、宗教運動に押し及んだのである。即ち苟くも國体に対し不逞なる変更を加えようとする一切の運動に対して適用されるのである。それは昭和一六年三月の大改正に遡るものであつたが大本教が網せられたのは實に時代、それは一九三〇年代の國際危機に由縁するものであつたこと前言の通り。「不敬」と「國体否定」が「結社」に懸りそれが二重写し、大写しになつて迫つて來るのである。大本教が果してオートマテックに「國体變革」を目的とする結社⁽¹⁾なりや否やは當時としても疑義があつたらうが統治権を發動して「精神界」を彈圧する根拠として「治安維持法」⁽²⁾が採用されたのである。内乱罪、内乱予備の適用が無理であるからには「治安維持法」は大ザッパな法解釈とは云え、國家意思は凡ゆる口実を附し得る実例である。

- ① 昭和四八・六、読売新聞社刊出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第二卷』四四六頁
- ② 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二〇八頁

天皇権の縁由は法意思でも volonté générale でもない『日本書紀』『古事記』に謳われた確信である。「豊葦原千五百秋……」の神典は八世紀前後釀成されたものであろうが、その科学的根拠はその折、時代々々の確信である。私は、これを日本の確信と呼び度いがそう云つた信念は固より大本神話と同じく或いは砂上櫻閣のものでもあらうか。大本神話はスサノヲを主神とする荒唐無稽と目されるがそれは紀記を踏まえた上での文献批判である。凡ゆる Geschichte は Literatur Kritik を経なければ真憑に耐えぬものであるがそれは『紀記』正統論に立脚しての上である。

- ① 昭和二二・九、岩波書店刊、津田左吉著『日本古代史の研究』四四七頁、四五七頁

異論を述べれば隙間は幾らでもある。出口王仁三郎は多くの宗派神道がそうであるように平田神道の孫引きであるような節があるが、彼の「筆先き」と称するものの津田の科学的と銘打つものと逕庭あるものか。文献的精緻を云ふのでない。形而上学的独断のそしりを指すのである。王仁三郎は学者でないから論理の飛躍があり、端睨すべからぬものがある。ナオと王仁三郎との出会いも王仁三郎の一方的売り込みである。

- ① 昭四八・六、読売新聞社刊、出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第一巻』四二一七頁
② 同四一九頁

Creo quia absurdum est 「不合理なるが故に我れ信ず」に立脚すればテルトウリアースの命題、王仁三郎に乗り移り『紀記』の正統性に競合することになる。戦術家王仁三郎の指向はこの点に在った。高熊山に籠つての神通力の修得は彼のカリスマ的思惟を語るに足る。彼がカリスマならば『帝国憲法』もカリスマ的である。要するに神話性に於いて共にカリスマ的である。だから一は他のカリスマ性を排撃して止まないのである。賢所に比する殿宇の存在など許される筈がないではないか。元来精神界は刑法などの対象になり難いものである。それを無理に指定しようとするならば「治安維持法」の大網を冠せることになる。従つて雑魚は逸するが呑舟の大魚、この大本不選教を網する」とは出来ようと云うものである。それが引つ懸つた。

- ① 昭四八・六、読売新聞社刊、『出口王仁三郎著作集第一巻』四一九頁
② Max Weber, On Charisma and Institution, Building by S. N. Eisenstadt, the University of Chicago Press, 1968, P. 18—20

III 日本の民俗宗教的性格としての大本教

日本の民俗的宗教の性格は「習合」の一語に尽きる。「鷄の頭」も信心であるが心理学的に原始の臭いのするものが既成宗教に託して宗教的形式を具える。宗派神道が正にそれであるが、山岳仏教の密教なども原始山岳崇拜と結びついて修驗道やら真言教やら訳の判らぬものが九一〇世紀に出現した。近世に於ける大本教、天理教が正にそれである。揉んでいた裡に哲学の形態を帯びるのであって民俗の核心、それは「自然崇拜」である。出口ナオ中山ミキの素朴なる異常心理が周辺の信徒を得て宗教に醸成されるのである。切っかけは心理療法で医学のスキを狙って卓効を奏してより人心を収攬する。それはときに依り權威に仍ひる「既成に頼らるる」自己暗示であり救済である。^①元来世界宗教たる仏教も高遠な哲学として受容せられたものでもない。現世利益の要素の濃厚な「薬師如来」の如き信仰であった。「弥勒を介してのメシア思想は王仁三郎の特異なものである。それは否定の否定 Negation der Negation の論理であるが、そうした世界宗教的のものも彼にはあつた。であるが元來、宗教・文学・芸術の如き高次の文化性は容易に輸入受容せられるが原始宗教性は民族固有のものであり、なお民俗的である。そうした土着性の強い処が日本の Urjapanertum であろう。

① Erich Fromm, *Escape from Freedom*, Rinehart & Company, Inc., 1941, P. 141—2.

② 昭和四八・六、読売新聞社刊、出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第一卷』一九三三頁

③ 昭和一八・一、有斐閣刊、小野清一郎著『日本法理の自覚的展開』四四頁

葛城の役小角はそうした日本の原始宗教の集合的産物であろうが高野比叡の山岳仏教、それと習合した修驗道はそれらの原型であって「大本の艮（うしとら）」なおその道場である。その艮の金神や竜宮の乙姫果ては金勝要神（キンカツカネ）が対象でそれを審神（みわけ）ると云う靈学の主が上田喜三郎こと出口王仁三郎であった。これらの神々は『紀記』の神統譜に見えない王仁三郎の創作である。原始宗教大本教は出口ナオより発するが、王仁三郎の性向を無視しては成り立たない。日本の既成宗教は宗祖、開山への回帰が強いが、その影響も大きい。この点原始低俗宗教とも共通である。大本教の場合出口王仁三郎の登場なくては何も語り得ない。「艮の金神が現われて……」は彼の筆先であるがそれらの神々とクニノトコタチを結合しで彼はひとつ宇宙觀を創った。そう云った体系も理論的なものでなくwerdenされた虚空の產物である。彼の金神や金勝要神は『紀記』の神統譜に結びつかないこと前述の通りだがそれはスサノヲを介して『紀記』の常夜（トヨ）の思想に結びつかぬか。とすれば平安仏教に再現された道教思想であつてそう云つた synchronism である。福禄寿の追求は現世利益であり垂仁天皇の頃、田道間守の説話であるが海原を越えて理想の追求は始皇帝の徐福の「不死の靈薬」とも符号し「わだつみ」伝説の例話である。大本の「艮」は正しく方位を現わし神々の所在の空間域を限定し仙郷であろう。

かるが故に大本教は師の平田神道の如く既成理論、宗教を吸收し土着のオブラートを冠した民俗教であろう。

① 昭和四八・六、読売新聞社刊、出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第一巻』四一九頁

② 同一五頁

③ 同四二一頁

④ 昭和四九・三、校成出版社刊、中村元・等編『編アジア仏教史 日本編II 平安仏教』三四二一三頁

四 出口家の系譜

開祖、公認せられたる宗教法人としては出口家が二重写しなって出る。そういう personality は歴史にとゞり欠くべからぬものである。出口に孕れて上田が換骨奪胎した人脈が大本教であろう。

出口ナオ（旧姓桐村）は天保七年（一八三六）二月一六日丹波福知山で生れた。天保初年は全国的に飢饉で民衆は貧困の底に喘いでいた。そのとき百姓一揆は続出していた。ナオは当時を聞き覚えで「申年の大飢饉年、その年は昼夜降り通しにて作物は取れぬ故翌天保八年にはかぬを枕にして国替え（死亡）したのが、たゞびつ（沢山）あつたぞよ。因縁の身魂は生まるる年より、そういう不幸の年に生れたのである」と。

① 一九七〇・一一、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』七九頁

彼女は一〇歳で父と死別、奉公の連続で、一七歳で綾部の大叔母出口ヨリの養女となり四方豊助（出口政五郎と改名）を婿に迎へた。しかしその結婚はナオにとって第二の苦難への出発であった。家運の没落、生活苦、夫の浪費とそれに続く病後と死、長女ヨネと三女ヒサとの離がかかるたきがあつたがやうやくた自己暗示は轍軒不遇のとき現われる。

① 一九七〇・一一、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』七〇頁

② Benjamin B. Wolman, Dictionary of Behavioral Science, 1973, P. 28.

明治一五年ナオ五七歳のとき神懸りがあつた。ナオは鋭い直観力を有ち幼時にも屢々神秘的な行があつたと云うが

元旦の夜突如神靈の世界に誘われ神々に、靈夢に感應した。それは「良」の金神であると云う。それは開祖の直筆として残されている。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八一頁

(うしとらのこんじん、わかひめぎみのみこと、でぐちのかみとあらわれるわへん)じようなんしのみたまが、こんどすべりあらはれて、さんせんせがいのよのたてかえおいたすについて、めじ二十五ねんから、でぐちなおのたいないにはいりてせかいにわよのたてかえについて……

とあるが到底教育のある女の手のものでない。文章も定かでない金釘流のそれである。であればこそ真率性が伺われて一読心を打つ。而して当時の女性、一介の野の女性としては仮名文字を使用し得たのは稀有のことかも知れない。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八〇頁

ナオは相変らず大声で神の言葉を、自己顯示を叫んでいた。精神病理学では『神託』に触れるものである。近所では「お直さんも可哀そうに気がふれて了った」と評さした程であった。彼女の主体性と相表裏した訳である。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八二頁

② 昭和四八・一、金子書房刊戸川行男著『自我心理学』一三九頁

明治二六年になつて綾部で度々原因不明の火事が起きた。ナオは「好き自覚ましもあるぞよ。また悪しき自覚ましもあるから、世界のと見て改心致されよ。今のうちに改心致さねば何処かに飛び火が致そも知れんぞよ」と大声で叫んでいたから放火の容疑で警察に留置された。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八二三頁

国家権力との競合を論ず（近藤）

ナオの言行はいわゆる筆先であるがこの筆先は尚、ナオが昇天する大正七年まで二七年間に及んだ。これは大部分^①手漉きの黒谷和紙に書かれたが多くは綾部警察署に押収される処となつた。その以前から「綾部の金神さん」と呼ばれ「病氣平癒」のカリスマとなつた。

① 一九七〇・一。三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八四頁

その頃ナオの名は丹波一円に知られ、亀岡の金光教会から合力を求められ「良の金神」は金光大神と併祀されたが金光とナオは確執し神様も分離しナオは独立教会を営んだ。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八三頁

そこへ出口王仁三郎の登場である。

王仁三郎は旧姓上田で京都府亀岡穴太で明治四年生れ喜三郎と云うのが幼名である。有栖宮の宮の落胤とも伝えられたがそのようなことは後世附会されたものであろう。艮の金神の導きに由り大本入りする迄は波瀾の生涯であった。貧困・恋愛・喧嘩と人生体験は豊富であるが向学の志あり正義漢でもあった。王仁の超人的カリスマは何処で形成されたか、生来のものであつたろう。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』八五頁

② 昭和四八・一、読売新聞社刊、出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第五巻』四二三頁

明治三一年二月王仁は無意識に家出し気がついていたときには亀岡市郊外の高熊山で岩窟に堪座していたと云う。宗教的体験だが天地の靈と和合し大本思想を捕捉したと述懐している。三三年喜三郎の不純な動機か定かでないがナオの末女すみ子と結婚、彼は聖者とも大山師ともつかぬ習合神道の教祖となるのである。ときに二十九歳、一代の梟雄

の登場である。と云々ても出口家の守旧派と彼の靈学思想はときに衝突する。舞台に依つては彼は合理主義者であったのである。⁽²⁾

① 一九七〇・二。三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』八六頁

② 昭和四八・一、読売新聞社刊、出口仁三郎著『出口王仁三郎著作集第五卷』四二四頁

ナオは大本発祥の地「元屋敷」を原点とし敷地を拡張し「大本」と為る靈場を寿し万年青（オモト）を植えた。⁽¹⁾「ここに大地の金神さまのお宮を建てる。ここが世界の大本となる聖地」と云うのが彼女の宣言であった。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』八七頁

大本ではスサノヲ主神とする国常立神のかつぎ上げが始まる。国常立神とスサノヲの神統などメチャメチャである。そう云々た基礎的奉仕神業を含め神々の綾部以外での出向を彼らは「出修」と云う。伊勢、出雲とも結び権威づけが行われたが前述の「弥勒」との習合も行われた。これ亦中世仏教が道教と結合して「弥勒」を樹てたと髣髴する。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』八七頁

② 昭和四七・七、佼成出版社刊、中村元等編『アジア仏教史、鎌倉仏教』一四六頁

五 そのカリスマ的權威・性向

マックス・ウェーバー (Max Weber) はその *Wirtschaft und Gesellschaft* でカリスマ的權威⁽¹⁾、使命觀を論じてい國家權力との競合を論ず (近藤)

るがいみじくも社会学的に道破したのが出口一家に妥当するのである。出口一家は疑似天皇家であり、その教義は帝國憲法第四条に云う君臨形式である。一般に宗教法人が本願寺王国大谷家でも執る形式で皇室の敷き写しである。當時の内務省が治安維持法に引ひ懸けて討滅を計ったのはつまり、それで主権たる国家権力は不可分のものであるからである。

① Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, J. C. B. Mohr Tübingen, 1976, S. 451.

② *ibid.*, S. 80.

③ Bluntschli's *Staatswörterbuch* 1, Verlag von Friedrich Schultheß, 1872, S. 7.

田口三郎は五六七（み五六）殿を構え賢所紛いのものを設えたがそのような神聖が許される訳がなかつた。「開祖」^②のお墓が共同墓地を独占しているのは本旨に反する。背後にある稚姫神社を撤去せよ。境内の鳥居、玉垣、灯籠、樹木を取り払え。若し一週間に着手しなければ行政処分する」というのが当局の達であつた。

- ① 一九七〇・一一、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』一一〇頁
② 同三五頁

問題の開祖ナオの墓と称するは天王平に桃山陵に擬したものと云われた。前方後円を模した古墳紛いは蘇我蝦夷の墓を陵墓と称した如きか。

天皇・太皇太后・皇太后・皇后・皇太子・皇太孫・皇族及び神宮・皇陵にはこれに対する不敬罪が戦前刑法七四条・七五条に規定があつたが、昭和二二年法律一二四号で削除せられた。しかし現行憲法一〇〇条以下刑法一八八条、一八九条、一九〇条で礼拝所並墳墓への不敬は現在も存し保護されてゐる。

抑々ローマ国法字では帝王①に対する不敬はやはり刑事法の対象とされている。我が國ではその法源を汲むものでないが思想的には遜庭ない。但し我が國の場合『古事記』に云う「神やらひ」②が瀆神の語源か。蓋しその意、『古事記』に云う「天の斑馬の逆剥ぎ」③の如き反社会的行為にして古代日本人にはこれが不敬と映る。近代刑法で云うNagation und Nagationの第一段階である。

① Theodor Mommsen, *Römisches Staatsrecht II*, Benno Schwabe & Co., 1963, S. 50.

② 昭和四三・七 精興社刊、神当校清『古事記』上、110~1頁

③ 同110九頁

六 裁判と若干の疑義——治安維持法の適用

以上の叙述は行政処分であつて実際に治安維持法、不敬罪に触れたかの問題でない。私、執筆者が強調し度いのは我々が政治裁判であることである。だから裁判に持ち込まれ高等裁判所での法廷でその法理の穿鑿に事件は、行政処分に耐えるものでなかつた。即ち昭和一七年七月三一日大阪控訴院の公判高野綱雄裁判長田村千代一、土井一夫陪席判事平田奈良太郎検事入廷の判決主文では治安維持法違反は全員無罪と宣せられた。かくて昭和一三年八月一〇日京都地方裁判所の判決は覆つたのである。それは

「昭和三年三月三日みろく大祭ヲ機ニ、万世一系ノ天皇ヲ奉戴スル大日本帝国ノ君主制ヲ廢シテ、王仁三郎ヲ独裁君主トスル至仁至愛ノ國家建設ヲ目的トスル大本ト称スル結社ヲ組織シタルトノ事實ハコレヲ認ムベキ證明ナキモノトス」

ところのであった。案件は「結社ノ要件を欠く」の意味で無罪判決に転じ「参列者一同カ神前ニ一致団結シテ獻身的活動ヲ為スヘキコトヲ誓ヒタルハ神ニ對スル祈誓ニシテ、参列者相互間ノ意志表示ニアラス、之ニ拠リテ結社組織ノ要件タル合意ヲ認ムルコト能ハス」が宣せられた。また主祭神の国常立、素盞鳴、瓊々杵についても扱いの不当の証左なしと断ぜられた。しかし乍ら「不敬罪」の事実は認めたのである。刑の宣告は王仁は懲役五年以下八被告有期懲役であった。

高野裁判長の判決文では「大本ノ思想信仰並ニ王仁三郎ノ言行ニハ多々ノ疑点ヲ有ン……」と微妙な問題に触れ自信が schwanken していることを示している。昭和一七年八月五日、高野裁判長は王仁らの保釈を決定し検事総長の異例の抗告に抗して陪審判事と協議の上王仁以下三人を釈放した。このとき王仁は七一歳すみ子は五九歳獄中の不潔に心労していたが「鼎鑊甘如飴」⁽⁵⁾であった。

- ① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二三九頁
② 同一三〇頁
③ 同二三九頁
④ 同一四一頁

⑤ 昭和四二・三、朝日新聞社刊、入谷仙介編『宋詩選』三四九頁

大本側は二審での不敬有罪を承服しなかった。一方権力側も治安維持法違反の無罪を不服とし共に上告し紛争は大審院に持ち込まれた。それは昭和一八年一〇月に裁判長に沼義雄、主任判事に斎藤悠輔、検事に平野利が決定された。大本事件は法曹界にも論議を呼び判検事共に敬遠し大審院では治安維持法のペテランと云う斎藤が東京控訴院から転任、固唾を飲む裡に繰り込んだのである。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四五頁

② 同二四六頁

大審院は「原判決に瑕疵ありや否やの調査判定」が任務で原判決に間違がなければ上告を棄却するのが「瑕疵」を認めた場合には原判決を破棄し直接審理を行って判決を下すか、原審に差し戻しやり直しになる。それで審理公判と云うことになった。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四六頁

公判は昭和一八年一〇月七日のことである。それは敗色の濃い憂鬱な裁判であって一審から上告審まで非公開であったが内務省と警視庁から欠かさず傍聴に来ていたと云う。裁判は尚続く。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四六頁

昭和二〇年の五月の東京大空襲で大審院は焼失し保管してあった大本教事件の予審公判記録の大部分が失われた。しかしその間斎藤判事は必要書類を提げて法曹会館の一室に籠り鋭意審査中であった。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四七頁

続いて九月八日、最早八・一五革命は出発してやがて明治憲法の覆滅と云うパニック最中である。大審院法廷は小石川の女高師附属国民学校で開廷僅か五分で治安維持法違反無罪、不敬罪、出版法及び新聞紙法違反は有罪と決定した。判決はこうである。

「治安維持法違反ニ付キ証明ナシト認メ、コレヲ前提トシテ各被告人ヲ無罪ト為シタルハ相当ニシテ理由ニ不備ナク、又事實認定ニ重大ナル誤認アルコトナク、之カ審理ニモ不尽ノ認ムベキアルコトナシ」

国家権力との競合を論ず（近 藤）

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四七頁
他方有罪であった不敬事件については

「其ノ判断ニ付キ原判決ノ如ク解シ、原判決ノ如ク認メ得サルニアラス。従ツテ上告審トシテハ事実ノ認定ニ所謂重大ナル誤認アリト認ムヘキ顯著ナル事由アリト為シ難ク、又刑ノ量定ニ付イテモ甚シク不当ナリト思料スヘキ顯著ナル事由アリト認メ難キモノト評決シタリ」

とあり一審の通りであった。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄二著『大本教事件』二四八頁

治安維持法の趣旨はその第一条に明瞭であるが結社の目的・手段についてもここに云う宗教法人に適用すべき否かはケース・バイ・ケースで「國体ヲ変革スル」事案を俎上に吟味するにも匙可減で有罪に持ち込むことが出来るし然らざる場合があるが大本教事件と同じよう^①な、大審院治安維持法違反不敬被告事件の昭和一六年（れ）第五八一号棄却に天理教に關係した同年七月二二日第四刑事部判決天理本道事件がある。第一審は山口地方裁判所、第二審は広島控訴院の事案であるがこれは有罪刑である。即ち被告人野原百合熊外三名に拘わるものであり被告の主觀性に触れているが心理的推移頗る曖昧である。主觀説の牧野刑法でも発生の可能性については明快でないが大本の場合も微妙な匙可減で決定せられる。

① 『大審院刑事判例集』第二〇卷、四五三頁
② 昭和一三・四、有斐閣刊、牧野英一著『日本刑法下巻』五頁

当時は天皇制を否定するもの「治安維持法」を大上段に振り冠つたのであり明治天皇の御子孫の現皇統を非議する

もの、南北朝正闘論にこれが及ばなかつたのは事件が明治末期と治安維持法制定以前であり、学究問題を余り出なかつたからであるが、一九三〇年代の国体明徴の時期には、これも槍玉に挙つたことであろう。

① 南北朝何れを正統とするかについては『神皇正統記』以来争われていたが明治四年政治問題化し議会での質問や買収工作と続いたが当時のテキストの編者喜田貞吉は休職となつた。

この種事案の「主文」の「理由」を観るに一に、法律違反なりや、二に結社の概念規定に数頁を割くもので、それらは法律的論理の精緻を訴うるもので直接牙城に迫っていない。日本共産党摺伏^①を唯一の目的とするの治安維持法が拡張解釈されて宗派神道になぜ准用せられるかの分析未だしい。又信徒の荒唐無稽性について心理的な検討も不十分である。

- ① 『大審院刑事判例集第二〇卷』四五五頁
② 同四六二頁

七 王仁三郎の啓示

王仁三郎の informal leader としての啓示は昭和一八年頃の敗戦の徵候と共に益々増幅された。「四足の餌の奪い合ひが始まりて来るぞよ。未(ひつじ)と申(さる)とが腹を減らして慘らしい酉やいが初まるぞよ」の大正七年の「神諭」を提げて動搖している無智なる善男善女にハツタリをかけた。「火の雨が降る」と云つて現象的に不思議に暗示は効を奏した。Offenbarung 心理現象であるがときに依り民心を圧倒する。昭和二〇年の酉年の正月を迎へたとき信徒の年賀の「新年御めでとう御座います」に「何が御目でとうや、新年負けまして御めでとう御座いますや。

馬鹿な戦争をしたモンや」の余裕があった。日本の敗戦に「いうならぬとい」の神は世に出られぬ。わしは興奮して「れぬじや」の情勢変化に伴う傲慢がある。^④

- ① Reuato Taguri, Perso Perception and Interpersonal behavior, Stanford University Press, 1958, P. 255.
 ② 一九七〇・一、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』一一四九頁
 ③ 同一五〇頁
 ④ 同一五一頁

昭和一八年には王仁[はいらむ]云々ていた。「明治」一五年に大本は出現したがそれからの五〇年間は地上の準備時代準備の日が充ちて昭和一八年元旦から、いよいよ三千年の仕組の幕は上り大本神の眞の光が輝き始める立直しの時代を迎へた」と。又敗戦後「日本はな、世界を一軒の家に例えると神床に当るのや。処がその神床が非常に汚れて塵埃が溜っている。掃除をせねばならぬだが、日本人自身にやらせると血を血で洗う騒ぎを繰り返すばかりで出来はせん。神様はマッカサーと云う外国出身の荒男を連れて来て掃除をさせられるのや」と乱脈の時代、革命、反革命とう連鎖の政治的命題を衝いている。王仁は学問はないがこの辺になると穿ったんと云ふ。

- ① 一九七〇・一、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』一一五一頁
 ② 同

八 終 章

有罪であった不敬罪についてもウヤムヤになつたのである。G・H・Qはポツダム宣言を推進して、昭和一〇・一

○・四、^①「思想・信教・集会・言論の自由に対し制限する」法令制度の撤廃を指令した。これで治安維持法・治安警察法は撤廃され一〇日には国事犯、政治犯は釈放された。併合し「不敬罪」も変質したが、政府に天皇制の権威を形式的に保ち一〇月一七日大赦令でピリオドを打った。これで連合国指し金でなく天皇の名で赦免すると云う威儀が保たれたのである。政治的マイナスを形式的プラスで補うと云う方法である。王仁の上告審の判決の後、国家補償を求めるか否かの態度は正に「大人」の感である。「事件のおかげで大本は……これは全く神の恩寵である。今度の事件は神さまの摶理に依るもので私は有り難いと思っている。賠償を求めて敗戦生活に苦しんでいる国民の膏血を搾つてはならない」と。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』二五三頁

② 同二五四頁

敗戦に依って大本は消極的抵抗を全う出来た。綾部と亀岡の神苑の奪還もそれである。元来、この不動産処分は大本の刑事事件と並行し民事問題として係争中であったが、大本は昭和二〇年一一月以来は完全に取り戻し再起の根拠を得た。

① 一九七〇・二、三一書房刊、出口栄一著『大本教事件』二五五頁

昭和二三年一月一九日王仁三郎は七三年余の波瀾に満ちた生涯を閉じた。出口家の女系もさり乍ら、大本の支柱は王仁三郎である。大本は昭和二〇年一二月華々しく再出発しているが、彼らの打ち樹てた金字塔は苦難の歴史だけに

価値批判を超えて心底を打つ。ふてぶてしき行動には精緻な理論もバラ色のリリシズムも、色褪せて見えるの意のホイットマンの詩句があるが王仁の卓犖不羈の成跡は人をして目を瞠らせざるには措かない。昭和二七年四月一日教主は出口家の直日である。

大本の入信者には、大正の末期秋山真之を始めとする海軍の将星、また若干のインテリがいる。これはどうしたとか。これらの人々は合理主義者で簡単に「鰯の頭」に引っ懸る人でない。しかしそこに原始宗教の、とくに日本的シヤーマニズムへの回帰を見ることが出来よう。理性と云うものは心理的焦心、戦慄には弱いものである。

① 昭和四八・六、読売新聞社刊、出口王仁三郎著『出口王仁三郎著作集第二巻』四三五頁

大本の原始宗教、『紀記』の天皇制の道統に挑戦したのは蟻蟻の斧の如きものか。『紀記』のアメノミナカヌシよりクニノトコタチ、カニムスビ、タカムスビは日本の哲学の根源である。ことに「ムスビ」の思想は、その横杆である。この一部を借用して宗派神道を形成したのはそれにそれでひとつの大楔であるが、哲学生産に「時間」の文化性が欠けている。天皇家の叙事詩『紀記』には、二〇〇〇年余の時間の文化性が背後に在る。大本のそれとは月とスッポンである。帝国憲法はメイジ三世の累代のものである。明治天皇の御子孫が憲法第四条に云う統治権の総攬者で中世上代の天皇の統治権との繋りに或いは軒輊があろう。しかし一八六八年の革命後一度確立指定された帝国の主権は太平洋戦争の崩壊まで國家権力、つまり意思であり、主張であった。これと競合するものは容赦なく鉄槌が下される。大本教事件は正しくそれである。

（終り）